

約款および料金表 株式会社アイ・シー・シー  
\*\*\*\*\*  
インターネット接続サービス契約約款  
\*\*\*\*\*

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社アイ・シー・シー(以下、「当社」といいます)は、この有線テレビジョン放送施設(有線テレビジョン放送法 昭和47年法律第114号 第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設およびこれに接続される受信設備をいいます。)の線路(有線電気通信法 昭和28年法律第96号 第2条第2項に規定する有線電気通信設備であって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。)と同一の線路を使用し、インターネット接続サービスを提供します。このサービスについて、当社は電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)の規定に基づき、インターネット接続サービス契約約款(以下、「約款」といいます)と料金を定めます。

(約款の変更)

第2条 当社は、事業法の規定その他に基づき、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1.電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2.電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3.電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4.電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5.インターネット接続サービス	この契約約款に基づき当社が契約者に提供するインターネットプロトコルによる電気通信サービス
6.インターネット接続サービス取扱所	1.インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 2.当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7.契約	この契約約款に基づき当社と契約者の間に締結されるインターネット接続サービスの提供に関する契約
8.契約者	この契約約款に基づく利用契約を当社と締結し、インターネット接続サービスの提供を受ける者
9.契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10.端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの
11.端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12.自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13.自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

14.相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15.技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
16.消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
17.学校等	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校（盲学校、聾学校、または養護学校であって、小学部、中学部、または、高等部を有するものを含みます。）またはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校、および、これを含む、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する普通地方公共団体が設置する、同法に規定された公の施設。
18.ユーザID	パスワードと組み合わせ、契約者その他のものを区別するために用いられる符号
19.パスワード	ユーザIDと組み合わせ、契約者その他のものを識別するために用いられる符号

## 第2章 契約

（インターネット接続サービスの種類等）

第4条 契約には、料金表に規定する種類、種別があります。

（契約の単位）

第5条 当社は、契約者回線1回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき1人に限ります。

（最低利用期間）

第6条 最低利用期間は契約者がインターネット接続サービス（以下、「本サービス」といいます）を利用し始めた月の翌月から3ヶ月とします。

2. 加入初期費用の割引キャンペーン等の適用は、キャンペーンごとに最低利用期間を定めることがあります。
3. 契約者は、利用期間が前1項の期間に満たない場合は、最低利用期間において残りの利用期間の利用料相当額を払うものとし、また、前2項の期間に満たない場合は、加入初期費用のキャンペーンによる割引相当額を支払うものとし、

（契約者回線の終端）

第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物または工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2. 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

（契約申込みの方法）

第8条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を当社または代理店に提出していただきます。

- 料金表に定める本サービスの種類
- 契約者回線の終端とする場所
- その他本サービスの内容を特定するために必要な事項

（契約申込みの承諾）

第9条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

- この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱い上余裕のないときはその承諾を延期することがあります。

3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には契約の申込みを承諾しないことがあります。  
本サービスの利用の申し込みの際に虚偽の届けをしたことが判明した場合。  
申込者が、申し込み以前に本サービスの提供について当社から契約の解除をされている場合。  
契約者回線を設置し、または保守をすることが技術上著しく困難なとき。  
加入申込について、引込設備の設置、または保守することが著しく高額な場合。  
契約の申込みをした者が本サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金および料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。  
その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

4. 料金表に定める本サービスの学校等向付加機能に申込みをすることができる者は、学校等の設置者に限ります。

（本サービスの種類等の変更）

第10条 契約者は、料金表に規定する本サービスの種類、種別の変更の請求をすることができます。

2. 前項の請求の方法およびその承諾については、第8条（契約申込みの方法）および前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の移転）

第11条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内または同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

2. 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更または制限があります。
3. 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
4. 第1項の変更に必要な工事は、当社または当社が指定した者が行います。

（本サービスの利用の一時休止）

第12条 当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時休止（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。但し、この休止期間は1日から末日までの1ヶ月を単位とし1回につき12ヶ月を限度とします。

（その他の契約内容の変更）

第13条 当社は、契約者から請求があったときは、第8条（契約申込みの方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2. 前項の請求があったときは、当社は、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（譲渡の禁止）

第14条 契約者が契約に基づいて本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

（契約者が行う契約の解除）

第15条 契約者は、契約を解除しようとするときは、予めそのことを当社が別に定める本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2. 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。
3. 契約者は、契約を解除しようとする場合、解除を希望する日の30日以前に当社に届けるものとします。

（当社が行う契約の解除）

第16条 当社は、次の場合には、その契約を解除できるものとします。

第22条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当社が指定した期間内にその停止事由を解消または是正しないとき。

電気通信回線の地中化等、当社または契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で本サービスの継続ができないとき。

2. 第22条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
3. 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、その契約者に解除の旨を通知若しくは催告しない場合があります。
4. 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

(地域ポータルサイトのブログサービス)

第17条 契約者は、地域ポータルサイト上にブログを容易に作成し公開できる契約者限定のブログサービス「easy my web(イージーマイウェブ)」を利用できます。利用に際しては「easy my web」利用規約に同意していただきます。このサービスの利用料は別に定める「本サービス料金表」の「2. 利用料、2-2. 料金」に含まれるものとします。

### 第3章 付加機能

(付加機能の提供等)

第18条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

### 第4章 回線相互接続

(回線相互接続の請求)

第19条 契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定める本サービス取扱所に提出していただきます。

2. 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されることを除き、その請求を承諾します。

(回線相互接続の変更・廃止)

第20条 契約者は、前条の回線相互接続を変更または廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

2. 前条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

### 第5章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第21条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

第23条(利用の制限)の規定により本サービスの利用を中止するとき。

2. 前項に規定する場合の他、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
3. 前2項の規定により、本サービスの利用を中止するときは、予めそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第22条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(本サービスの料金その他の債務(この約款により支払を要することとなったもの)に限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、本サービスの利用を停止することがあります。

料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。

契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

第40条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

事業法または事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

事業法または事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。

本サービスの利用が第42条（禁止事項）の各号のいずれかに該当し、第43条（情報の削除等）第1号ないし第3号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。

契約者が、当社が提供する引込み線を共有する他のサービス（放送サービス）に加入し、その料金等または工事費の支払いを怠っている場合。

前各号の他、この約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行ったとき。

2. 当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止をするときは、予めその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第6章 利用の制限

（利用の制限）

第23条 当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2. 当社は、帯域を継続的且つ大量に占有する通信手段を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。
3. 当社は、契約者が当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

## 第7章 料金等

### 第1節 料金

（料金の適用）

第24条 当社が提供する本サービスの料金は、加入料、利用料、付加機能使用料、手続に関する料金および工事に関する費用とし、料金表（料金表および当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。）に定めるところによります。

2. 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

### 第2節 料金の支払義務

（利用料等の支払義務）

第25条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日（付加機能の提供については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能の廃止については、その廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は1日間とします。）について、当社が提供する本サービスの態様

に応じて料金表に規定する利用料または使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。

2. 前項の期間において、利用の一時休止等により本サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

利用の一時休止をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。前2号の規定による他、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区 別	支払を要しない料金
1. 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）
2. 移転に伴って、その本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての利用料等。

3. 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（加入料の支払義務）

第26条 契約者は、第8条（契約申込みの方法）の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入料の支払を要します。

（手続に関する料金の支払義務）

第27条 契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除または請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（工事に関する費用の支払義務）

第28条 契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除または請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第3節 割増金および延滞利息

（割増金）

第29条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

（延滞利息）

第30条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

## 第8章 保守

(当社の維持責任)

- 第31条 当社は、当社のインターネット接続サービス用設備を本サービスを円滑に提供できる善良なる管理者の注意をもって維持します。
2. 当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限り、速やかに契約者にその旨を通知するものとします。
  3. 当社は、当社の設置したインターネット接続サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、速やかにインターネット接続サービス用設備を修理または復旧します。
  4. 当社は、インターネット接続サービス用設備のうち、インターネット接続用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
  5. 当社は、インターネット接続サービス用設備の設置、維持および運用に係る作業の全部または一部(修理または復旧を含みます)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

(契約者の維持責任)

- 第32条 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

(設備の修理または復旧の順位)

- 第33条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障、または滅失した場合に、全部を修理し、または復旧することができないときは、第23条(利用の制限)に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、その契約者回線に係る電気通信設備を修理し、または復旧します。

(契約者の切分け責任)

- 第34条 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備または自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社が別に定める本サービス取扱所または当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
  3. 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

## 第9章 損害賠償等

(損害賠償の制限)

- 第35条 当社は、当社の責めに帰すべき理由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下「利用不能」といいます。)に陥った場合、当社は、この約款で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、1料金月の基本料金の30分の1に利用不能の日数を乗じた額(円未満切捨て)を限度として、契約者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。但し、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。
2. 本サービス用設備等にかかる他の電気通信事業者またはその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が利用不能となった場合、利用不能となった契約者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気

通信役務に関し当該他の電気通信事業者またはその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。

3. 前項において、賠償の対象となる契約者が複数ある場合、契約者への賠償金額の合計が当社が受領する損害賠償額を超えるときは各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を第1項により算出された各契約者に対し返還すべき額で比例配分した額とします。
4. 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、これに起因して派生的に生じた損害についても、その契約者の1料金月の基本料金を上限として賠償することがあります。

(免責)

- 第36条 当社は、この契約約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
  3. 当社は、この約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき当社が定める本サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定または変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
  4. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等についてその完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとします。
  5. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとします。

## 第10章 個人情報の取り扱い

(個人情報に対する当社の基本的姿勢)

- 第37条 当社は、加入者から取得した個人情報について、個人情報保護に関する法律および国が定める指針その他の規範等に基づくほか、当社が定める「個人情報保護方針」および「加入者個人情報の取り扱い」の規定に基づき、保護し、適切な取り扱いを行います。
2. 当社は、「個人情報保護方針」を公表し、当約款はこれに準ずるものとします。  
<個人情報に関する苦情・問い合わせ先>  
株式会社アイ・シー・シー  
PMS管理委員会 PMS管理者 宛  
電話 0586-23-1110 FAX 0586-23-1129

## 第11章 雑則

(承諾の限界)

- 第38条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときまたは料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(ユーザIDおよびパスワード)

- 第39条 契約者は、ユーザIDを第三者に貸したり、第三者と共有しないものとします。

2. 契約者は、ユーザIDに対応するパスワードを第三者に開示しないととも第三者に漏えいすることのないよう管理するものとします。
3. 契約者は、契約者のユーザIDおよびパスワードにより本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意または過失によりユーザIDまたは過失によりユーザIDまたはパスワードが他者に利用された場合にはこの限りではありません。

(利用に係る契約者の義務)

- 第40条 当社は、本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
2. 契約者は、当社または当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
  3. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
  4. 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
  5. 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
  6. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
  7. 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
  8. 契約者が故意または過失により、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当該調査および修理に関して要した費用は契約者に負担していただくこととします。

(自己責任の原則)

- 第41条 契約者は、本サービスの利用に伴い他者(国内外を問いません。以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
2. 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

(禁止事項)

- 第42条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。
- 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- 詐欺、児童売買春、預金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを記録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- 薬物犯罪、規制薬物等の乱用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品の広告を行う行為

貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為  
無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為  
当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為  
他者になりすまして本サービスを利用する行為  
ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為  
無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会  
通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がら  
せメール)を送信する行為  
他者の設備等または本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える  
行為、または与えるおそれのある行為  
違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加  
を勧誘する行為  
違法行為(拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書  
偽造、殺人、脅迫等)を(文言削除)請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼  
することを含む)する行為  
人の殺害現場等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他  
社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して  
送信する行為  
人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの  
高い自殺の手段等を紹介するなどの行為  
その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長  
する態様または目的でリンクをはる行為  
犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に  
誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を不特定の者  
をして掲載等させることを助長する行為  
その他法令もしくは公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社  
が判断した行為

(情報等の削除)

第43条 当社は、契約者による本サービスの利用が第42条(禁止事項)の各号に  
該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営  
上不適切と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか  
またはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

第42条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求します。

他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。

契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。

事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは  
一部を削除しまたは他者が閲覧できない状態に置きます。

第22条(利用停止)に基づき本サービスの利用を停止します。

第16条(当社が行う契約の解除)に基づき利用契約を解除します。

2. 前項の措置は第41条(自己責任の原則)に定める契約者の自己責任の原則を  
否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則  
が尊重されるものとします。

(通信の秘密の保護)

第44条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第  
4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲  
でのみ使用または保存します。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による搜索)その他同法の定めに基づく  
強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で前項の  
守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、契約者が第42条(禁止事項)各号のいずれかに該当する禁止行為  
を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急  
避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保  
するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供

することが出来ます。

(相互接続事業者の本サービス)

第45条 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

2. 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者の本サービス利用契約についても解除があったものとします。

(技術的事項および技術資料の閲覧)

第46条 当社は、当社が別に定める本サービス取扱所において、本サービスに係る基本的な技術的事項および契約者が本サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(営業区域)

第47条 営業区域は、当社が別に定めるところによります。

(閲覧)

第48条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(関連法規の遵守)

第49条 当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

(国内法への準拠)

第50条 この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については名古屋地方裁判所を管轄裁判所とします。

(協議事項)

第51条 本約款に定めのない事項または本約款の解釈に疑義が生じた場合には、当社と加入者は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

## 附 則

(実施期日)

この契約約款は、平成22年10月1日改正。

(平成12年8月1日施行)

\*\*\*\*\*

## インターネット接続サービス料金表

\*\*\*\*\*

### 通 則

(届出料金表の適用)

1. 株式会社アイ・シー・シー(以下、「当社」といいます)がインターネット接続サービス契約約款に基づき提供するインターネット接続サービス(以下、「本サービス」といいます)に関する料金は、この届出料金表に規定する他、電気通信事業法施行規則第19条の2に基づき当社が別に定めるところにより適用します。

(料金等の変更)

2. 社会情勢の変化・提供するサービス内容の拡充に伴い、当社は利用料金の改定をすることがあります。その場合は改定月の1ヶ月前までに加入者に通知いたします。

(料金等の臨時減免)

3. 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の本サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(消費税等)

4. 料金は、消費税等を含めた総額表示とします。

(内税に係る消費税等)

5. 国税については消費税法第29条、および地方消費税については地方税法第72の83に定められた税率とします。

(端数処理)

6. 金額の円の小数点以下は切り捨てとします。

7. 加入料、利用料、工事費は、加入促進のため割引することがあります。

### 1. 加入料

#### 1-1. 適用

加入料の適用については約款第26条(加入料の支払義務)に定めるところによります。この場合において、約款同条により支払いを要する料金の額は、1-2.(料金)の規定の額とします。

#### 1-2. 料金

サービスの種類	単 位	料金(税込)
インターネット接続サービス	各種別とも、約款第5条に定める1契約(以下、1契約といたします)ごと	10,500円

#### 1-3. その他

契約の解除、利用の一時休止に伴う加入金の返金は致しません。

## 2. 利用料

### 2-1. 適用

利用料の適用については約款第25条（利用料等の支払義務）に定めるところによります。この場合において、約款同条により支払いを要する料金の額は、2-2.（料金）の規定の額とします。

### 2-2. 料金（定額）

サービスの種類	サービスの種別	単位	月額料金	内容	用途
インターネット接続サービス	1 Mbps.コース	1 契約ごと	2,940円 （税込）	一の非固定グローバルIPアドレス、一のメールアドレス、一のホームページ公開機能の利用を含む。	個人ユーザ向け
	3 Mbps.コース	1 契約ごと	3,990円 （税込）	一の非固定グローバルIPアドレス、一のメールアドレス、一のホームページ公開機能の利用を含む。	個人ユーザ向け
	30 Mbps.コース	1 契約ごと	4,200円 （税込）	一の非固定グローバルIPアドレス、一のメールアドレス、一のホームページ公開機能の利用を含む。	個人ユーザ向け
	120 Mbps.コース	1 契約ごと	5,250円 （税込）	一の非固定グローバルIPアドレス、一のメールアドレス、一のホームページ公開機能の利用を含む。	個人ユーザ向け
	プレミアム	1 契約ごと	9,450円 （税込）	一の固定グローバルIPアドレス、一のメールアドレス、一のホームページ公開機能の利用を含む。固定グローバルIPアドレスの追加はできません。当社は、技術上または業務遂行上やむを得ない理由があるときは、固定に割り当てられたグローバルIPアドレスを変更していただく事があります。その場合、予めそのことを加入者にお知らせします。	個人ユーザ向け

\*いずれのサービスも他のサービスとの併用はできません。

\*1Mbps.コース・3Mbps.コース・30Mbps.コース・120Mbps.コース・プレミアムの各サービスは、独自ドメインの取得およびサーバの設置はできません。

### 2-3. 割引料金の適用

#### セット割引

サービスの組合せにより設定されたセット割引が適用されます。

#### 「やくそく割」

テレビ・インターネット・ケーブルプラス電話の3つのサービスを同時に利用し、2年間の継続利用を約束した場合に割引が適用されます。

「やくそく割」適用から2年未満で全部または一部のサービスを解約および休止した場合、その利用期間が1年未満は10,500円、1年以上2年未満は5,250円の違約金が発生します。

上記割引は月額利用料が満額発生した月に適用します。但し、同一引込線でサービスの提供を受けており、且つ、同一口座から利用料引落の場合に限られます。

### 3 . 付加機能使用料

#### 3 - 1 . 適用

付加機能使用料の適用については、約款第 2 5 条（利用料等の支払義務）に定めるところによります。この場合において、約款同条により支払を要する料金の額は、3 - 4 .（付加機能使用料金）の規定の額とします。

#### 3 - 2 . 付加機能の種類

##### ( 1 ) 非固定グローバル I P アドレス追加機能

予め非固定で加入者に割り当てたグローバル I P アドレスの他に非固定グローバル I P アドレスを追加割り当てする機能。

##### ( 2 ) メールアカウント追加機能

予め加入者に割り当てたメールアドレスの他に メールアドレスを追加する機能。

##### ( 3 ) メール容量追加機能

予め加入者に割り当てたメールの容量を拡張する機能。

##### ( 4 ) ホームページ容量追加機能

予め加入者に割り当てたホームページ容量を拡張する機能。

##### ( 5 ) メール転送機能

予め加入者に割り当てたメールアドレス宛てに届けられたメールを、他のアドレスへ転送する機能。

##### ( 6 ) ウィルスチェック機能

予め加入者に割り当てたメールアドレス宛に届けられたメールおよび加入者が送出するメールのウィルス感染を検査し感染したメールを削除する機能

##### ( 7 ) 迷惑メール対策機能

予め加入者に割り当てたメールアドレス宛に届けられたメールが迷惑メールか否かを判定し迷惑メールに識別マークを付ける機能

#### 3 - 3 . 提供条件

##### ( 1 ) 非固定グローバル I P アドレス追加機能

当社は、1 端末接続装置につき当社が別に定める数までのグローバル I P アドレスの非固定割り当てを行います。

当社は、技術上または業務遂行上やむを得ない理由があるときは、非固定で割り当てるグローバル I P アドレスを制限する事があります。

の規定により、非固定で割り当てるグローバル I P アドレスを制限するときは、予めそのことを加入者にお知らせします。

「 1 Mbps.コース」「 3 Mbps.コース」「 3 0 Mbps.コース」「 1 2 0 Mbps.コース」サービスに限定した付加機能です。

##### ( 2 ) メールアカウント追加機能

当社は、1 端末接続装置につき当社が別に定める数までのメールアドレスを提供します。

当社は加入者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更を行います。

電子メールとして蓄積できる通信の情報量、および情報の蓄積期間は当社が別に定めるところによります。

当社は、技術上または業務遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただく事があります。

の規定により、メールアドレスを変更するときは、予めそのことを加入者にお知らせします。

##### ( 3 ) メール容量追加機能

当社は、1 端末接続装置につき当社が別に定める容量までのメール容量を提供します。

当社は加入者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メール容量の追加、変更、その他メール容量に関する内容の変更を行います。

##### ( 4 ) ホームページ容量追加機能

当社は、1 端末接続装置につき当社が別に定める容量までのホームページ容量を提供します。

当社は加入者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、ホー

ムページ容量の追加、変更、その他ホームページ容量に関する内容の変更を行います。

当社は、技術上または業務遂行上やむを得ない理由があるときは、ホームページアドレスを変更していただく事があります。

の規定により、ホームページアドレスを変更するときは、予めそのことを加入者にお知らせします。

( 5 ) メール転送機能

当社は利用者のアドレスに送られてきたメールを、一のメールアドレスにつき当社が別に定める数までの他のメールアドレスへ、転送します。

当社は、技術上または業務遂行上やむを得ない理由があるときはメール転送機能の制限若しくは、メール転送先の変更をしていただく事があります。

の規定によりメール転送機能の制限・変更をするときは、予めそのことを加入者にお知らせします。

( 6 ) ウィルスチェック機能

この機能は、加入者が当社のメールサーバを利用して送受信する電子メールのウィルス感染を検査するもので、感染したパソコン等のウィルスを駆除するものではありません。加入者側の設定は不要で自動的に適用されますので機能を無効にすることはできません。

ウィルスに感染したメールを検出すると、削除してその旨をメールでお伝えします。暗号化などで検査できないメールは、そのまま配送した上でその旨をメールでお伝えします。

現在の技術では新種ウィルスに対応が間に合わず感染したメールが配信されることがあります。

本機能の利用に関して加入者が損害を被った場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負うことはできません。

当社は、技術上または業務遂行上やむを得ない理由があるときは、この機能を停止させることがあります。この場合は、事前あるいは遅滞無く加入者にお知らせします。

( 7 ) 迷惑メール対策機能

この機能は、加入者が当社のメールサーバを利用して送受信する電子メールに適用されます。加入者側の設定は不要で自動的に適用されますが、提供条件に同意していただく必要があります。

迷惑メールと判定された場合は、件名の先頭に[SPAM]という表示を付加して配信します。

現在の技術水準では誤判定を無くすことはできません。このため誤って[SPAM]と表示され、あるいは表示されない場合があります。

本機能の利用に関して加入者が損害を被った場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負うことはできません。

当社は、技術上または業務遂行上やむを得ない理由があるときは、この機能を停止させることがあります。この場合は、事前あるいは遅滞無く加入者にお知らせします。

3 - 4 . 付加機能使用料金

種 類	単 位	月額料金 (税込)
非固定グローバルIP アドレス追加機能	1グローバルIPアドレス (追加できる数上限3個)	315円
メールアカウント追加 機能	1メールアカウント (追加できる数上限9個)	315円
メール容量追加機能	容量30MB毎 (追加できる容量上限90 MB)	315円
ホームページ容量追加 機能	容量30MB毎 (追加できる容量上限90 MB)	315円
メール転送機能	メールアドレス上限3ヶ所	無 料
ウィルスチェック機能	メールアドレス毎	無 料
迷惑メール対策機能	メールアドレス毎	無 料

\* 上記の他、付加機能を使用する際に別に定める登録手数料がかかる場合があります

ます。

#### 4 . 利用の一時休止等に係る利用料

##### 4 - 1 . 適用

利用の一時休止または利用停止に係る利用料の適用については約款第 2 5 条（利用料等の支払義務）に定めるところによります。この場合において、約款同条により支払いを要する料金の額は、4 - 2 .（料金額）に規定する額とします。

##### 4 - 2 . 料金額

サービスの種類	単 位	月額料金（税込）
インターネット接続サービス	一つの端末接続装置ごと	1,050円
付加機能		無 料

#### 5 . 解除料

##### 5 - 1 . 適用

解除料の適用については約款第 6 条（最低利用期間）に定めるところによります。この場合、約款同条により支払いを要する料金の額は、2 - 2（料金）に規定した基本料金の内、最低利用期間において、残りの利用期間の料金の相当額とします。

#### 6 . 工事に関する費用

##### 6 - 1 . 適用

工事に関する費用の適用については約款第 2 8 条（工事に関する費用の支払義務）に定めるところによります。この場合において、約款同条により支払いを要する料金の額は、6 - 2 .（料金額）の規定の額とします。

##### 6 - 2 . 料金額

項 目	内 容	料金額（税込）
引込工事費	引込工事	15,750円
通信宅内工事費	標準工事	15,750円
引込線撤去費	契約の解除に伴う引込線撤去工事	5,250円
モデム撤去費	契約の解除に伴うモデム撤去等	3,150円

\* 通信宅内工事費は、お客様の家屋の状況や工事内容により変わりますので、当社において標準工事仕様を定めており、その範囲における料金を掲示しております。これを越える工事については、実費にて追加費用がかかります。

##### 6 - 3 . 標準工事の内容

- ・ 保安器の取り替え
- ・ 露出配線工事 1 5 m 以内
- ・ 端末接続装置（ケーブルモデム）の設置調整

#### 附 則

（実施期日）

この料金表は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日改正。